

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和4年第5回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和4年12月22日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時09分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員
	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	八尋 崇 教育指導課長
	森 太一 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長	飯塚 尚美 学務課長
	上遠野 葉子 子ども家庭部長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	菊地 崇 子ども政策課長
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	佐藤 美穂 教育政策担当係員
欠 席 者	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長 安部 嘉昭 子ども施設運営課長 蜂谷 勝己 私立保育園課長 平塚 晃夫 子ども施設入園課長 山田 勉 青少年課長 門藤 敦良 支援管理課長 森田 路子 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和4年12月22日

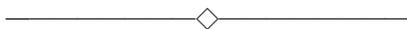
第5回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから本年第5回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に近藤委員、小関委員をご指名しますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、日程第1、第73号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第73号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 第73号議案について、森学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 教育委員会臨時会資料10ページをご覧ください。第73号議案説明資料になります。

今回、区の育英資金制度の見直しによる足立区育英資金条例の一部改正に伴い、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する必要がありますことから、議案を提出するものでございます。

主な改正内容は、項番2番にあります通り、第1には、貸付型奨学金に関する内容を削除いたしました。第2には、給付型奨学金に関する内容および制度の見直しに伴い合わせて整備した助成制度の内容を定めました。具体的には、奨学金の給付額をはじめ、給付および返済支援助成の資格と申請方法、奨学生等候補者決定について通知等、育英資金事業に必要な細則について定めたものでございます。詳細につきましては、12ページ以降にございます、新旧対照表でご確認いただきたく存じます。以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第73号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、

委員のご発言をお願いいたします。

近藤委員。

○近藤委員 医学部系とそれ以外の大学の入学料や授業料に関しての育英資金ということですが、それぞれの金額というのはどういった考え方または何を基準にして設定されているのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 文部科学省で、全国の私立大学の学生納付金等の平均額を調査しております。そちらの調査結果を踏まえて、平均額では足りないという状況がございますので、それを1.5倍程度ということで、こちらの金額を設定させていただきました。公立は全国一律で決まっておりますので、私立の上限を設ければ、全てカバーできるという内容になっております。

○近藤委員 どうもありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

早川委員。

○早川委員 細かいことですが、修業年限は医学部等は6年、そのほかは4年ですが、留年してしまった場合、7年目、5年目の給付はなしという認識でよろしいでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 正規の修業年限までの給付となっております。

○早川委員 分かりました。

○教育長 倉橋委員。

○倉橋委員 大学卒業後10年以内に足立区に住民税を2年分納付というのは足立区に住んでいれば分かるのですが、区外に住むことになった場合の納税の証明などはどのように考えていらっしゃいますか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 奨学金返済支援助成の資格のお話になりますが、これはあくまで足立区に住民税を2年間納付することが条件ですので、引っ越されてしまうと、資格を失ってしまいます。あとは、戻って来て2年分払ってもらうということになります。なお、今年は既に5人程度、2年分払い終わっております。

○倉橋委員 どうもありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 返済に関してですが、昔、私も育英会の

奨学金をもらって、卒業してから随分長い間かけて返していたのですが、区の方はどのような方法で返却するようになっているのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 1年間は猶予がございまして、その後、10年から15年程かけてお返しになる方がいらっしゃいます。それでも返しきれずに、細かく刻んで長くかけて何とか返す方もいらっしゃる状況です。

○近藤委員 どうもありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

小関委員。

○小関委員 貸与だった学生が、新しい制度の給付に移行したいとなった場合に、4年間のどの段階なら貸与から給付に変えることができるのでしょうか。それとも、できないのでしょうか。また、例えば3年間は貸与で、4年目は給付にしたい場合などは、どのように想定されているのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 在学中は申し込みができるようになっていきますので、4年生になるまでは可能です。今年はこの仕組みができて、公募が1月から4月までですけれども、通常は9月から12月までに公募させていただこうと考えています。よって、3年生の時に申し込んでもらうのが最後のチャンスになります。お金を給付される段階になったら、貸与と給付は併用できませんというお知らせをする仕組みになります。ただ、3年分も借りていた金額と最後の1年間の金額のどちらで返済支援助成を利用するのが良いのかはよくお考えになった方が良いかと思います。

○小関委員 そういう人もいるかもしれないということですよ。分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより第73号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。本案は原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案の通り議決することにいたします。

その他ですけれども、何かございますでしょうか。

ないようでございますので、以上をもちまして、第5回足立区教育委員会臨時会を閉会といたします。

おつかれさまでした。どうもありがとうございました。

午後 3時09分閉会

令和4年第5回
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和4年12月22日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第1 第73号議案 足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について… 2

第 7 3 号議案

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則
足立区育英資金条例施行規則（昭和 3 1 年足立区規則第 2 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 条から第 4 条までを次のように改める。

（目的）

第 1 条 この規則は、足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（奨学金の給付の額）

第 3 条 条例第 1 条の 3 第 1 項の規則で定める額は、別表の左欄に掲げる確認大学等の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる額とする。

（給付の資格）

第 4 条 条例第 2 条第 1 項第 6 号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

（ 1 ） 足立区育英資金条例の一部を改正する条例（令和 4 年足立区条例第 号）による改正前の条例の規定により、学資金の貸付を受けていないこと。

(2) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2の学資支給金（以下「学資支給金」という。）の申込みをすること。

(3) 学資支給金を受ける者にあつては、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定による授業料等の減免の申込みをすること。

第4条の2及び第4条の3を削る。

第5条から第13条までを次のように改める。

（奨学金返済支援助成の資格）

第5条 条例第3条第1項第6号の規則で定める要件は、返済すべき奨学金に係る高等学校等又は確認大学等を卒業した後10年以内において、足立区に特別区民税・都民税を2年度分完納することとする。

（給付又は助成の申請）

第6条 条例第5条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める書類に、別に定める書類を添えて、区長に提出してしなければならない。

(1) 奨学金の給付に係る申請の場合 足立区奨学生候補者申請書
（第1号様式）

(2) 奨学金返済支援助成に係る申請の場合 足立区奨学金返済支援助成候補者申請書（第2号様式）

(3) 高等学校等入学準備助成に係る申請の場合 別に定める様式による申請書

（給付及び助成の基準）

第7条 奨学金の給付及び学資金の助成に係る決定に当たっては、別に定める基準及び選考方法によるものとする。

（奨学生等候補者決定の通知）

第8条 区長は、条例第5条第2項の規定により奨学金の給付に係る奨学生等候補者の決定を行ったときは足立区奨学生候補者決定通知書

(第3号様式)により、決定を行わないこととしたときは足立区奨学生候補者申請却下通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 区長は、条例第5条第2項の規定により奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者の決定を行ったときは足立区奨学金返済支援助成候補者決定通知書(第5号様式)により、決定を行わないこととしたときは足立区奨学金返済支援助成候補者申請却下通知書(第6号様式)により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

3 区長は、条例第5条第2項の規定により高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者の決定については、別に定める様式による通知書により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

(給付の決定に係る申請)

第9条 奨学金の給付の決定に係る申請は、区長が指定する期日までに、足立区奨学金給付申請書(第7号様式)に、別に定める書類を添えて区長に提出してしなければならない。

(給付の決定の通知)

第10条 区長は、条例第7条第2項の規定により奨学金の給付を決定したときは、足立区奨学金給付決定通知書(第8号様式)により、当該奨学生等候補者に対し通知するものとする。

(奨学金の給付)

第11条 奨学金は、毎年4月及び9月に、奨学生に給付する。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の事情があると認めるときは、区長が別に定める月に給付することができる。

(奨学金返済支援助成の交付決定に係る申請)

第12条 奨学金返済支援助成の交付決定に係る申請は、足立区奨学金返済支援助成交付申請書(第9号様式)に、別に定める書類を添えて、区長に提出してしなければならない。

(奨学金返済支援助成の交付決定の通知)

第13条 区長は、条例第8条第1項の規定により奨学金返済支援助成の交付を決定したときは、足立区奨学金返済支援助成交付決定通知書（第10号様式）により、当該奨学生等候補者に対し通知するものとする。

第20条を第27条とする。

第19条第4項中「はかつて」を「はかつて」に改め、同条を第26条とする。

第18条第1項中「委員長」を「、委員長」に改め、同条第2項中「会議」を「、会議」に改め、同条第3項中「委員長を」を「、委員長を」に、「委員長に」を「、委員長に」に改め、同条を第25条とする。

第17条第1項中「第12条第1項」を「第13条第1項」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第3項ただし書中「途中から就任した場合は、その」を「欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の」に改め、同条を第24条とする。

第16条第4項中「はかつて」を「はかつて」に改め、同条を第23条とする。

第15条第1項中「会長」を「、会長」に改め、同条第2項中「会議」を「、会議」に改め、同条第3項中「会長を」を「、会長を」に、「会長に」を「、会長に」に改め、同条を第22条とする。

第14条第1項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第3項ただし書中「途中から就任した場合は、その」を「欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の」に改め、同条を第21条とする。

第13条の次に次の7条を加える。

（高等学校等入学準備助成に係る要件の確認）

第14条 区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が条例第3条第2項各号の要件を満たしていることを確認するため必要があると認める場合、当該奨学生等候補者に対し、当該要件を満たし

ていることを証する書類の提出を求めることができる。

(高等学校等入学準備助成の交付決定の通知)

第15条 区長は、条例第8条第2項の規定により高等学校等入学準備助成の交付を決定したときは、足立区高等学校等入学準備助成交付決定通知書(第11号様式)により、当該奨学生等候補者に対し通知するものとする。

(奨学金の給付決定の取消しの通知)

第16条 区長は、条例第9条の規定により奨学金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合は、足立区奨学金給付決定取消通知書(第12号様式)により、当該給付決定者に対し通知するものとする。

(学資金の助成に係る交付決定の取消しの通知)

第17条 区長は、条例第10条第1項の規定により奨学金返済支援助成に係る交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、足立区奨学金返済支援助成交付決定取消通知書(第13号様式)により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

2 区長は、条例第10条第2項の規定により高等学校等入学準備助成に係る交付決定を取り消した場合は、足立区高等学校等入学準備助成交付決定取消通知書(第14号様式)により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

(在学状況の報告等)

第18条 奨学生は、毎年4月末日までに在学する確認大学等の長が発行する在学状況を証明する書類を区長に提出しなければならない。

2 奨学生は、毎年4月末日及び9月末日までに、それぞれ在学する確認大学等の長が発行する学業成績を証明する書類を区長に提出しなければならない。

3 奨学生は、毎年7月末日までに経済状況報告書(第15号様式)に、当該奨学生及び生計維持者の経済状況を証明する書類を添えて区長に報告しなければならない。

4 学資支給金を受けている者又は大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料等の減免を受けている者は、それらを受けていることを証する書類を区長に提出しなければならない。

(奨学金の返済の確認)

第19条 区長は、区長が別に定める期間に限り、奨学金返済支援助成の交付決定を受けた者に対し、貸付を受けた奨学金を返済したことを証する書類の提出を求めることができる。

(届出)

第20条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに区長に届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、生計維持者等がこれを届け出なければならないものとする。

(1) 本人又はその生計維持者の住所その他重要な事項に異動があったとき。

(2) 本人が休学、復学、転学又は退学をしたとき。

2 奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに区長に届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、生計維持者等がこれを届け出なければならないものとする。

(1) 本人又はその生計維持者の住所その他重要な事項に異動があったとき。

(2) 本人が休学、復学、転学又は退学をしたとき。

(3) 進学、進級又は卒業をしたとき。

3 奨学金返済支援助成の交付決定を受けた者は、区長が別に定める期間に限り、住所その他重要な事項に異動があったときは、直ちに区長に届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、家族等がこれを届け出なければならない

ないものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

	入 学 料	授業料及び施設整備費
<u>私立医科系及び私立歯科系確認大学等</u>	<u>1,620,000 円</u>	<u>年額 5,730,000 円</u>
<u>上記以外の確認大学等</u>	<u>380,000 円</u>	<u>年額 1,980,000 円</u>

別記第1号様式から別記第2号様式までを削る。

別表の次に次の15様式を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に足立区育英資金条例の一部を改正する条例（令和4年足立区条例第 号）による改正前の足立区育英資金条例（昭和31年足立区条例第1号）の規定により学資金の貸付を受けている者に係る学資金の貸付、貸付金の償還等については、当該貸付の償還が終了するまでの間、なお従前の例による。

(提案理由)

足立区育英資金制度の見直しにより足立区育英資金条例を一部改正したことに伴い、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する必要があるので、この条例施行規則案を提出いたします。

第 7 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

件 名	足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について									
所 管 部 課 名	学校運営部学務課									
内 容	<p>足立区育英資金条例の一部改正に伴い、同施行規則を一部改正する。</p> <p>1 改正の理由 育英資金制度の見直しに伴う足立区育英資金条例の一部改正に伴い、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（P 1 2～2 4、新旧対照表を参照）</p> <p>（1）貸付型奨学金に関する内容を削除する。</p> <p>（2）給付型奨学金に関する内容、および制度の見直しに伴い合わせて整備した助成制度の内容を以下のとおり定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 奨学金の給付額 入学料、授業料および施設整備費の以下の額（記載は給付限度額）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">大学等</th> <th style="width: 33%;">入学料</th> <th style="width: 33%;">授業料・施設整備費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立医学系・歯科系 確認大学等</td> <td>1, 620, 000 円</td> <td>年額 5, 730, 000 円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の確認大学等</td> <td>380, 000 円</td> <td>年額 1, 980, 000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">イ 給付の資格 （ア）旧・足立区育英資金条例で規定された学資金の貸付を受けていないこと （イ）独立行政法人日本学生支援機構の学資支給金の申込みを行うこと （ウ）学資支給金を受ける者は、大学等の授業料の減免の申込みを行うこと</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 奨学金返済支援助成の資格 大学等卒業後 1 0 年以内に、足立区に住民税を 2 年度分納税していること</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 給付又は助成の申請 「奨学金給付」「奨学金返済支援助成」「高等学校等入学準備助成」の申請については、別に定める様式により区長へ提出</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 奨学生等候補者決定の通知 （ア）区長は、奨学生等候補者（奨学金給付・奨学金返済支援助成）を決定したときは決定通知書を、決定しないこととしたときは却下通知書を当該申請者に通知 （イ）区長は、高等学校等入学準備助成候補者の決定については、別に定める通知書により通知</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 給付決定の申請 奨学金給付の申請は、給付申請書に関係書類を添えて区長へ提出</p>	大学等	入学料	授業料・施設整備費	私立医学系・歯科系 確認大学等	1, 620, 000 円	年額 5, 730, 000 円	上記以外の確認大学等	380, 000 円	年額 1, 980, 000 円
大学等	入学料	授業料・施設整備費								
私立医学系・歯科系 確認大学等	1, 620, 000 円	年額 5, 730, 000 円								
上記以外の確認大学等	380, 000 円	年額 1, 980, 000 円								

- キ 給付決定の通知
区長は、奨学金の給付を決定したときは、決定通知書を当該候補者に通知
- ク 奨学金の給付
奨学金は、毎年4月および9月に奨学生に給付
- ケ 奨学金返済支援助成の交付決定の申請および交付決定の通知
(ア) 候補者は、交付申請書に必要な書類を添付し区長へ提出
(イ) 区長は、交付決定したときは、交付決定通知書を候補者に通知
- コ 高等学校等入学準備助成の要件確認および交付決定の通知
(ア) 区長は、必要と認める場合、候補者に対し要件を満たす書類の提出を求めることができる
(イ) 区長は、交付決定したときは、交付決定通知書を候補者に通知
- サ 奨学金の給付決定の取消し通知
区長は、奨学金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合は、決定取消通知書を給付決定者に通知
- シ 学資金助成の交付決定の取消し通知
(ア) 区長は、奨学金返済支援助成の全部又は一部を取り消した場合は、決定取消通知書を交付決定者に通知
(イ) 区長は、高等学校等入学準備助成の交付決定を取り消した場合は、決定取消通知書を交付決定者に通知
- ス 在学状況の報告

提出書類	提出時期
在学証明書類	毎年4月末日までに
成績証明書類	毎年4月末日・9月末日までに
経済状況報告書 他	毎年7月末日までに
学資金給付・免除証明書類	時期設定せず

- セ その他
(ア) 奨学金の返済の確認
奨学金返済支援助成の交付を受けた者に対する、貸付けた奨学金の返済証明書類の提出請求
(イ) 届出
本人又は生計維持者の住所その他重要事項の異動 他

3 施行年月日
公布の日から施行する。

今後の方針 規則制定後、募集準備等事務処理を遺漏の無いよう進めていく。

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 3月15日規則第2号</p> <p>改正</p> <p>昭和40年規則第39号 昭和49年規則第52号 昭和50年規則第36号 昭和52年規則第4号 昭和54年規則第17号 昭和56年規則第6号 昭和58年規則第4号 昭和60年規則第6号 昭和61年規則第63号 昭和63年規則第5号 平成元年規則第23号 平成2年規則第10号 平成4年規則第15号 平成20年1月18日規則第4号 平成21年5月25日規則第59号 平成22年4月1日規則第43号 平成24年10月1日規則第64号 平成27年3月31日規則第39号 平成28年4月1日規則第81号 平成29年10月16日規則第70号 平成31年3月20日規則第15号 令和元年8月30日規則第18号 令和2年3月31日規則第38号</p>	<p>○足立区育英資金条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 3月15日規則第2号</p> <p>改正</p> <p>昭和40年規則第39号 昭和49年規則第52号 昭和50年規則第36号 昭和52年規則第4号 昭和54年規則第17号 昭和56年規則第6号 昭和58年規則第4号 昭和60年規則第6号 昭和61年規則第63号 昭和63年規則第5号 平成元年規則第23号 平成2年規則第10号 平成4年規則第15号 平成20年1月18日規則第4号 平成21年5月25日規則第59号 平成22年4月1日規則第43号 平成24年10月1日規則第64号 平成27年3月31日規則第39号 平成28年4月1日規則第81号 平成29年10月16日規則第70号 平成31年3月20日規則第15号 令和元年8月30日規則第18号 令和2年3月31日規則第38号</p>

改正前	改正後
<p>令和2年5月18日規則第43号 令和3年2月19日規則第5号 令和3年8月25日規則第92号 令和4年8月1日規則第74号</p> <p>足立区育英資金貸付条例施行規則を公布する。</p> <p>足立区育英資金条例施行規則</p> <p><u>(定義)</u></p>	<p>令和2年5月18日規則第43号 令和3年2月19日規則第5号 令和3年8月25日規則第92号 令和4年8月1日規則第74号</p> <p>足立区育英資金貸付条例施行規則を公布する。</p> <p>足立区育英資金条例施行規則</p> <p><u>(目的)</u></p>
<p>第1条 この規則で「条例」とは、足立区育英資金条例（昭和31年3月足立区条例第1号）をいう。</p>	<p>第1条 この規則は、足立区育英資金条例（昭和31年足立区条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p><u>(貸付期間)</u></p> <p>第2条 学資金の貸付期間は、大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）の最短修業期間（最短修業期間を超える場合において正当の理由あるものとして区長の承認を得た期間を含む。）とする。</p>	<p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p>
<p><u>(貸付申請)</u></p> <p>第3条 学資金の貸付を受けようとする者は、条例第5条第1項の規定により、足立区育英資金貸付申請書（別記第1号様式）に所定の事項を記載し、区長に提出しなければならない。</p>	<p><u>(奨学金の給付の額)</u></p> <p>第3条 条例第1条の3第1項の規則で定める額は、別表の左欄に掲げる確認大学等の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる額とする。</p>
<p><u>(貸付の基準)</u></p> <p>第4条 条例第5条第2項の規定による貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）の決定にあたっては、次の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 学業成績 学業成績が優秀であること。</p> <p>(2) 学資状態 学資が、家庭から全く得られない又は一部しか得られないこと。</p> <p>(3) 人物 将来有識者として、社会に貢献するにふさわしい資質と教養とを備えていること。</p> <p>(4) 健康状態 将来長く修学に堪え、社会に貢献し得る見込みがあること。</p>	<p><u>(給付の資格)</u></p> <p>第4条 条例第2条第1項第6号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 足立区育英資金条例の一部を改正する条例（令和4年足立区条例第●●号）による改正前の条例の規定により、学資金の貸付を受けていないこと。</p> <p>(2) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2の学資支給金（以下「学資支給金」という。）の申込みをすること。</p> <p>(3) 学資支給金を受ける者にあつては、大学等における修学の支援に</p>

改正前	改正後
<p>と。</p> <p>2 前項各号に掲げる基準の細目は、別に定める。</p>	<p>関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定による授業料等の減免の申込みをすること。</p>
<p><u>（連帯保証人の要件）</u></p> <p>第4条の2 条例第6条第1項第3号の規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1） 2人の連帯保証人が同一の生計を営んでいないこと。</p> <p>（2） 連帯保証人のうち1人が奨学生と同一の世帯に属する者ではなく、自己の収入により独立した生計を営んでいること。</p> <p>（3） 第2条の貸付期間の満了時において65歳以下であること。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 連帯保証人名義の預金又は貯金の額及び連帯保証人が所有する不動産の地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号の固定資産課税台帳における登録価格の合計額（以下「保有資産額」という。）が、当該奨学生に係る貸付予定総額を上回ること。</p> <p>イ 連帯保証人の所得が給与所得（年金を含む。）のみである場合において、保有資産額を15で除した額及び連帯保証人の条例第5条第1項の申請が行われた日が属する年の前年（当該申請が1月1日から3月31日までに行われた場合は、当該日が属する年の前々年。以下「基準年」という。）における収入額の合計が320万円以上であること。</p> <p>ウ イに掲げる場合以外の場合において、保有資産額を15で除した額及び基準年における所得額の合計が220万円以上であること。</p> <p><u>（連帯保証人をたてることを要しない者）</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第4条の3 条例第6条第3項の規則で定める者は、20歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条の児童養護施設に入所していること。</p> <p>（2） 児童福祉法第6条の3第1項の児童自立生活援助事業を行う住居に入居していること。</p>	<p>（削除）</p>

改正前	改正後
<p>(3) <u>児童福祉法第6条の4の里親に養育されていること。</u></p> <p>(4) <u>その他前3号に準ずる者であること。</u></p> <p><u>(成績表の提出)</u></p> <p>第5条 <u>奨学生は、毎学年末学業成績表を区長に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>(奨学金返済支援助成の資格)</u></p> <p>第5条 <u>条例第3条第1項第6号の規則で定める要件は、返済すべき奨学金に係る高等学校等又は確認大学等を卒業した後10年以内において、足立区に特別区民税・都民税を2年度分完納することとする。</u></p>
<p><u>ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(学資金の交付)</u></p> <p>第6条 <u>学資金は、奨学生に交付する。</u></p>	<p><u>(給付又は助成の申請)</u></p> <p>第6条 <u>条例第5条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める書類に、別に定める書類を添えて、区長に提出してしなければならない。</u></p>
	<p>(1) <u>奨学金の給付に係る申請の場合 足立区奨学生候補者申請書（第1号様式）</u></p> <p>(2) <u>奨学金返済支援助成に係る申請の場合 足立区奨学金返済支援助成候補者申請書（第2号様式）</u></p> <p>(3) <u>高等学校等入学準備助成に係る申請の場合 別に定める様式による申請書</u></p>
<p>2 <u>条例第4条の規定による学資金の交付は、修学資金については6月分を半年ごとに、入学資金については大学等（高等専門学校を除く。）に入学したときに行う。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	
<p>3 <u>学資金の交付に当たっては、奨学生は区長が別に定める期日までに足立区育英資金貸付請求書（別記第1号の2様式）を区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(貸付金の休止)</u></p>	<p><u>(給付及び助成の基準)</u></p>
<p>第7条 <u>奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前月までの期間中学資金の貸付を休止する。</u></p> <p><u>(貸付の停止)</u></p>	<p>第7条 <u>奨学金の給付及び学資金の助成に係る決定に当たっては、別に定める基準及び選考方法によるものとする。</u></p> <p><u>(奨学生等候補者決定の通知)</u></p>
<p>第8条 <u>区長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、</u></p>	<p>第8条 <u>区長は、条例第5条第2項の規定により奨学金の給付に係る奨学生</u></p>

改正前	改正後
<p><u>当該月分から貸付をやめる。</u></p> <p>(1) <u>傷病などのために成業の見込がないとき。</u></p> <p>(2) <u>学業成績又は操行が不良となつたとき。</u></p> <p>(3) <u>学資金を必要としない事由が生じたとき。</u></p> <p>(4) <u>この学資金の貸付を受ける資格要件を欠くに至つたとき。</u></p> <p>(5) <u>学資金の交付その他の手続に要する書類等の提出がないとき。</u></p> <p>(6) <u>前各号のほか奨学生として適当でない事実のあつたとき。</u></p> <p><u>(届出)</u></p>	<p><u>等候補者の決定を行ったときは足立区奨学生候補者決定通知書（第3号様式）により、決定を行わないこととしたときは足立区奨学生候補者申請却下通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>区長は、条例第5条第2項の規定により奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者の決定を行ったときは足立区奨学金返済支援助成候補者決定通知書（第5号様式）により、決定を行わないこととしたときは足立区奨学金返済支援助成候補者申請却下通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>区長は、条例第5条第2項の規定により高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者の決定については、別に定める様式による通知書により、当該申請をした者に対し通知するものとする。</u></p> <p><u>(給付の決定に係る申請)</u></p>
<p>第9条 <u>奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに区長に届け出なければならない。ただし本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、連帯保証人又は家族から届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>休学・復学・転学又は退学したとき。</u></p> <p>(2) <u>本人又は連帯保証人の住所その他重要な事項に異動のあつたとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による届出は、条例第6条の連帯保証人がいる場合にあつては、当該連帯保証人と連署して行うものとする。</u></p> <p>3 <u>奨学生であつた者が学資金の償還完了前に第1項第2号に該当するときは、前2項に準じ届け出なければならない。</u></p>	<p>第9条 <u>奨学金の給付の決定に係る申請は、区長が指定する期日までに、足立区奨学金給付申請書（第7号様式）に、別に定める書類を添えて区長に提出してしなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(償還方法)</u></p> <p>第10条 条例第8条第1項の規定による学資金の償還方法は、貸付金の額および奨学生の希望を考慮し、別に定める基準に従い決定するものとする。</p>	<p><u>(給付の決定の通知)</u></p> <p>第10条 区長は、条例第7条第2項の規定により奨学金の給付を決定したときは、足立区奨学金給付決定通知書（第8号様式）により、当該奨学生等候補者に対し通知するものとする。</p>
<p><u>(借用証書)</u></p> <p>第11条 学資金の貸付が終了し、又は第8条の規定により学資金の貸付を停止されたときは、奨学生は連帯保証人と連署し、それぞれが押印したうえ、足立区育英資金借用証書（別記第2号様式）を区長に提出しなければならない。</p>	<p><u>(奨学金の給付)</u></p> <p>第11条 奨学金は、毎年4月及び9月に、奨学生に給付する。</p>
<p><u>(償還方法の変更又は減免)</u></p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条の規定により、奨学生であつた者につき償還方法の変更を承認することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の事情があると認めるときは、区長が別に定める月に給付することができる。</p> <p><u>(奨学金返済支援助成の交付決定に係る申請)</u></p>
<p>(1) 災害（偶発事故を含む。）により損害をこうむつたため償還が困難と認められるとき。</p> <p>(2) 傷病又は心身障がいにより償還が困難と認められるとき。</p> <p>(3) 経済上の事由により償還が困難と認められるとき。</p> <p>(4) 大学又は大学院入学、外国留学その他やむを得ない理由があるとき。</p>	<p>第12条 奨学金返済支援助成の交付決定に係る申請は、足立区奨学金返済支援助成交付申請書（第9号様式）に、別に定める書類を添えて、区長に提出してしなければならない。</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条の規定により、奨学生であつた者につき償還金の減免を受けることができる。</p> <p>(1) 本人が死亡し、かつ、連帯保証人が経済上の事由等で償還が困難なとき。</p> <p>(2) 前項第1号から第3号までに該当し、引き続き5年以上償還を猶予し、かつ、償還開始から15年以上経過しても、なお償還ができないとき。</p> <p>(3) 前2号のほか特に必要があるとき。</p>	
<p>3 前2項の適用を受けようとする者は、区長に申請しなければならない。</p>	

改正前	改正後
<p><u>この場合において、条例第6条の連帯保証人がいるときにあつては、連帯保証人と連署して行うものとする。</u></p>	
<p><u>(死亡)</u></p>	<p><u>(奨学金返済支援助成の交付決定の通知)</u></p>
<p>第13条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人又は家族は、戸籍抄本を添え直ちに区長に届け出なければならない。</p>	<p>第13条 区長は、条例第8条第1項の規定により奨学金返済支援助成の交付を決定したときは、足立区奨学金返済支援助成交付決定通知書（第10号様式）により、当該奨学生等候補者に対し通知するものとする。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(高等学校等入学準備助成に係る要件の確認)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第14条 区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が条例第3条第2項各号の要件を満たしていることを確認するため必要があると認め</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>る場合、当該奨学生等候補者に対し、当該要件を満たしていることを証する書類の提出を求めることができる。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(高等学校等入学準備助成の交付決定の通知)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第15条 区長は、条例第8条第2項の規定により高等学校等入学準備助成の交付を決定したときは、足立区高等学校等入学準備助成交付決定通知書（第11号様式）により、当該奨学生等候補者に対し通知するものとする。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(奨学金の給付決定の取消しの通知)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第16条 区長は、条例第9条の規定により奨学金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合は、足立区奨学金給付決定取消通知書（第12号様式）により、当該給付決定者に対し通知するものとする。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(学資金の助成に係る交付決定の取消しの通知)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第17条 区長は、条例第10条第1項の規定により奨学金返済支援助成に係る交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、足立区奨学金返済支援助成交付決定取消通知書（第13号様式）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>2 区長は、条例第10条第2項の規定により高等学校等入学準備助成に係る交付決定を取り消した場合は、足立区高等学校等入学準備助成交付決定取消通知書（第14号様式）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(奨学金返済支援助成に係る交付決定の取消しの通知)</u></p>

改正前	改正後
(新設)	<p><u>(在学状況の報告等)</u></p> <p>第18条 奨学生は、毎年4月末日までに在学する確認大学等の長が発行する<u>在学状況を証明する書類を区長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 奨学生は、毎年4月末日及び9月末日までに、それぞれ在学する確認大学等の長が発行する<u>学業成績を証明する書類を区長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 奨学生は、毎年7月末日までに<u>経済状況報告書（第15号様式）に、当該奨学生及び生計維持者の経済状況を証明する書類を添えて区長に報告しなければならない。</u></p> <p>4 学資支給金を受けている者又は大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料等の減免を受けている者は、それらを受けていることを証する書類を区長に提出しなければならない。</p> <p><u>(奨学金の返済の確認)</u></p>
(新設)	<p>第19条 区長は、<u>区長が別に定める期間に限り、奨学金返済支援助成の交付決定を受けた者に対し、貸付を受けた奨学金を返済したことを証する書類の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(届出)</u></p>
(新設)	<p>第20条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに区長に<u>届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、生計維持者等がこれを届け出なければならないものとする。</u></p> <p>(1) 本人又はその生計維持者の住所その他重要な事項に異動のあったとき。</p> <p>(2) 本人が休学、復学、転学又は退学をしたとき。</p> <p>2 奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに区長に<u>届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、生計維持者等がこれを届け出なければならないものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(育英資金審議会の組織)</p> <p>第14条 条例第11条第1項に規定する足立区育英資金審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 足立区議会議員 3人以内</p> <p>(2) 足立区教育委員会教育長</p> <p>(3) 足立区教育委員会委員 1人</p> <p>(4) 足立区内都立高等学校長 1人</p> <p>(5) 足立区立中学校長 1人</p> <p>(6) 足立区職員 3人以内</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選とする。</p> <p>3 委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、<u>途中から就任した場合は、その残任期間とする。</u></p> <p>(会長等の職務)</p> <p>第15条 審議会は<u>会長</u>が招集する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し<u>会議</u>の議長となる。</p> <p>3 副会長は<u>会長</u>を補佐し<u>会長</u>に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>(審議会の運営)</p> <p>第16条 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。</p>	<p>(1) 本人又はその生計維持者の住所その他重要な事項に異動のあったとき。</p> <p>(2) 本人が休学、復学、転学又は退学をしたとき。</p> <p>(3) 進学、進級又は卒業をしたとき。</p> <p>3 奨学金返済支援助成の交付決定を受けた者は、区長が別に定める期間に限り、住所その他重要な事項に異動のあったときは、直ちに区長に届け出なければならない。ただし、本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、家族等がこれを届け出なければならないものとする。</p> <p>(育英資金審議会の組織)</p> <p>第21条 条例第12条第1項に規定する足立区育英資金審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 足立区議会議員 3人以内</p> <p>(2) 足立区教育委員会教育長</p> <p>(3) 足立区教育委員会委員 1人</p> <p>(4) 足立区内都立高等学校長 1人</p> <p>(5) 足立区立中学校長 1人</p> <p>(6) 足立区職員 3人以内</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選とする。</p> <p>3 委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、<u>欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長等の職務)</p> <p>第22条 審議会は、<u>会長</u>が招集する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>会議</u>の議長となる。</p> <p>3 副会長は、<u>会長</u>を補佐し、<u>会長</u>に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>(審議会の運営)</p> <p>第23条 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。</p>

改正前	改正後
<p>2 審議会の会議については、会長がその運営に支障がないと認めた場合、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法その他会長が認めた方法（以下「オンライン等の方法」という。）によることができる。</p>	<p>2 審議会の会議については、会長がその運営に支障がないと認めた場合、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法その他会長が認めた方法（以下「オンライン等の方法」という。）によることができる。</p>
<p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>	<p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>
<p>4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が会議にはかつて決定する。 （育英資金検討委員会の組織）</p>	<p>4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が会議にはかつて決定する。 （育英資金検討委員会の組織）</p>
<p>第17条 条例第12条第1項に規定する足立区育英資金検討委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験者等 4人以内 (2) 足立区教育委員会教育長 (3) 足立区教育委員会委員 1人 (4) 足立区内都立高等学校長 1人 (5) 足立区立中学校長 1人 (6) 足立区職員 2人以内</p>	<p>第24条 条例第13条第1項に規定する足立区育英資金検討委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験者等 4人以内 (2) 足立区教育委員会教育長 (3) 足立区教育委員会委員 1人 (4) 足立区内都立高等学校長 1人 (5) 足立区立中学校長 1人 (6) 足立区職員 2人以内</p>
<p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。</p>	<p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。</p>
<p>3 委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、途中から就任した場合は、その残任期間とする。 （委員長等の職務）</p>	<p>3 委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （委員長等の職務）</p>
<p>第18条 委員会は委員長が招集する。</p>	<p>第25条 委員会は、委員長が招集する。</p>
<p>2 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。</p> <p>3 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。 （委員会の運営）</p>	<p>2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。 （委員会の運営）</p>
<p>第19条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができ</p>	<p>第26条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができ</p>

改正前	改正後
<p>ない。</p> <p>2 委員会の会議については、委員長がその運営に支障がないと認めた場合、オンライン等の方法によることができる。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議にはかつて決定する。 (委任)</p> <p><u>第20条</u> この規則の施行について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>ない。</p> <p>2 委員会の会議については、委員長がその運営に支障がないと認めた場合、オンライン等の方法によることができる。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議にはかつて決定する。 (委任)</p> <p><u>第27条</u> この規則の施行について必要な事項は、別に定める。</p>
	<p><u>付則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この規則の施行の際、現に足立区育英資金条例の一部を改正する条例(令和4年足立区条例第●●号)による改正前の足立区育英資金条例(昭和31年足立区条例第1号)の規定により学資金の貸付を受けている者に係る学資金の貸付、貸付金の償還等については、当該貸付の償還が終了するまでの間、なお従前の例による。</p>

改正前	改正後
-----	-----

(新設)

別表 (第3条関係)

	入学料	授業料及び施設整備費
私立医科系及び私立 歯科系確認大学等	1,620,000 円	年額 5,730,000 円
上記以外の確認大学 等	380,000 円	年額 1,980,000 円

別記第1号様式 (第3条関係) (別紙のとおり)

(削除)

別記第1号の2様式 (第6条関係) (別紙のとおり)

(削除)

別記第2号様式 (第11条関係) (別紙のとおり)

(削除)

(新設)

第1号様式 (第6条関係) (別紙のとおり)

(新設)

第2号様式 (第6条関係) (別紙のとおり)

(新設)

第3号様式 (第8条関係) (別紙のとおり)

(新設)

第4号様式 (第8条関係) (別紙のとおり)

(新設)

第5号様式 (第8条関係) (別紙のとおり)

(新設)

第6号様式 (第8条関係) (別紙のとおり)

(新設)

第7号様式 (第9条関係) (別紙のとおり)

(新設)

第8号様式 (第10条関係) (別紙のとおり)

改正前	改正後
(新設)	第 9 号様式 (第 12 条関係) (別紙のとおり)
(新設)	第 10 号様式 (第 13 条関係) (別紙のとおり)
(新設)	第 11 号様式 (第 15 条関係) (別紙のとおり)
(新設)	第 12 号様式 (第 16 条関係) (別紙のとおり)
(新設)	第 13 号様式 (第 17 条関係) (別紙のとおり)
(新設)	第 14 号様式 (第 17 条関係) (別紙のとおり)
(新設)	第 15 号様式 (第 18 条関係) (別紙のとおり)